

議案第 7 6 号

飯能市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飯能市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第 1 条中「基づき、個人番号の利用」を「基づく個人番号の利用及び法第 1 9 条第 1 1 号の規定に基づく特定個人情報の提供」に改める。

第 3 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市の執行機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（特定個人情報の提供）

第 4 条 法第 1 9 条第 1 1 号の条例で定める特定個人情報を提供できる場合は、次に掲げるときとする。

- (1) 別表第 3 の第 1 欄に掲げる執行機関が、同表の第 3 欄に掲げる執行機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。
 - (2) 市の執行機関が、市の他の執行機関に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、当該市の他の執行機関が当該利用特定個人情報を提供するとき。
- 2 前項第 1 号の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の

条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報」を「、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は住登外者宛名情報」に改め、同表の2の項中「又は国民健康保険等給付関係情報」を「、国民健康保険等給付関係情報、生活保護法による保護の実施に関する情報（生活保護法を準用した外国人に対する保護の措置に関する情報を含む。以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報、飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費支給情報」という。）又は住登外者宛名情報」に改め、同表の3の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表の4の項中「又は国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報」を「、国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報、重度心身障害者医療費支給情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表の5の項中「又は国民健康保険等給付関係情報」を「、国民健康保険等給付関係情報、生活保護関係情

報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報
2 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月28日提出

飯能市長 新井重治

飯能市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>飯能市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に<u>基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (個人番号の利用範囲) 第3条 省略 2～3 省略 4 <u>市の執行機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の</u>	<u>飯能市個人番号の利用に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に<u>基づき、個人番号の利用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (個人番号の利用範囲) 第3条 省略 2～3 省略

管理に関する情報（以下「住登外者
宛名情報」という。）であって自らが
保有するものを利用することができ
る。

5 省略

（特定個人情報の提供）

第4条 法第19条第11号の条例で
定める特定個人情報を提供できる場
合は、次に掲げるときとする。

(1) 別表第3の第1欄に掲げる執行
機関が、同表の第3欄に掲げる執
行機関に対し、同表の第2欄に掲
げる事務を処理するために必要な
同表の第4欄に掲げる特定個人情
報の提供を求めた場合において、
同表の第3欄に掲げる執行機関が
当該特定個人情報を提供すると
き。

(2) 市の執行機関が、市の他の執行
機関に対し、特定個人番号利用事
務を処理するために必要な利用特
定個人情報の提供を求めた場合に
おいて、当該市の他の執行機関が
当該利用特定個人情報を提供する
とき。

2 前項第1号の規定による特定個人
情報の提供があった場合において、
他の条例、規則その他の規程の規定
により当該特定個人情報と同一の内
容の情報を含む書面の提出が義務付

4 省略

けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

執行機関	事務
省略	
6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第

別表第 1（第 3 条関係）

執行機関	事務
省略	

別表第 2（第 3 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第

80号) による医療に関する給付の支給に関する情報
(以下「国民健康保険等給付関係情報」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報

80号) による医療に関する給付の支給に関する情報
(以下「国民健康保険等給付関係情報」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報

(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法(昭和25年法律第

(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法(昭和25年法律第

226号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123

226号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123

号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則

号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		で定めるもの			
2 市長	ひとり 親家庭 等医療 費支給 事務で あって 規則で 定める もの	地方税関係情 報、児童扶養 手当関係情 報、 <u>国民健康</u> <u>保険等給付関</u> <u>係情報、生活</u> <u>保護法による</u> <u>保護の実施に</u> <u>関する情報</u> <u>（生活保護法</u> <u>を準用した外</u> <u>国人に対する</u> <u>保護の措置に</u> <u>関する情報を</u> <u>含む。以下「生</u> <u>活保護関係情</u> <u>報」という。）</u> <u>中国残留邦人</u> <u>等支援給付等</u> <u>関係情報、飯</u> <u>能市重度心身</u> <u>障害者医療費</u> <u>支給に関する</u> <u>条例による重</u> <u>度心身障害者</u> <u>に対する医療</u> <u>費の支給に関</u> <u>する情報（以</u> <u>下「重度心身</u>	2 市長	ひとり 親家庭 等医療 費支給 事務で あって 規則で 定める もの	地方税関係情 報、児童扶養 手当関係情報 <u>又は国民健康</u> <u>保険等給付関</u> <u>係情報であっ</u> <u>て規則で定め</u> <u>るもの</u>

		<u>障害者医療費支給情報」という。)又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			
3 市長	重度心身障害者手当支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	3 市長	重度心身障害者手当支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	子ども医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支</u>	4 市長	子ども医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの

		給に関する情報、 <u>重度心身障害者医療費支給情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの			
5 市長	重度心身障害者医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>国民健康保険等給付関係情報</u> 、 <u>生活保護関係情報</u> 、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	5 市長	重度心身障害者医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>国民健康保険等給付関係情報</u> であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能</u> による <u>住登外者の情</u>	<u>教育委員会</u>	<u>住登外者宛名情報</u>

	報の管 理に関 する事 務であ って規 則で定 めるも の		
2 教 育委 員会	就学が 困難と 認めら れる児 童生徒 の保護 者に対 する就 学援助 費の支 給に関 する事 務であ って規 則で定 めるも の	市長	地方税 関係情 報、児 童扶養 手当関 係情 報、生 活保護 関係情 報又は 住登外 者宛名 情報で あって 規則で 定める もの
3 教 育委 員会	住登外 者宛名 番号管 理機能 による	市長	住登外 者宛名 情報

		<u>住 登 外</u> <u>者 の 情</u> <u>報 の 管</u> <u>理 に 関</u> <u>する 事</u> <u>務 であ</u> <u>って 規</u> <u>則 で 定</u> <u>める も</u> <u>の</u>			
--	--	--	--	--	--